

# 平成30年第1回西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理審議会議事録

1 会議の日時 平成30年9月13日(木) 午後3時～午後4時00分

2 会議の場所 岡崎市シビックセンター 3階体育集会室

## 3 会議の議題

- (1) 同意第1号 「評価員の選任について」
- (2) 同意第2号 「特別宅地に関する換地の取扱いについて」
- (3) 諮問第1号 「仮換地の指定について」
- (4) 諮問第2号 「仮換地の一部指定変更について」

## 4 会議に出席した委員(7名)

学識経験者	新家	和敏
学識経験者	近藤	喜久夫
土地所有者	市川	勝敏
土地所有者	内田	伸一
土地所有権	奥田	敏春
土地所有権	川淵	勝也
土地所有者	新美	節子

## ※事務局

都市整備部市街地整備課	課長	松澤	耕
	副課長	太田	貴司
	計画係長	林	秀昭
	換地補償係長	勝上	典
	技術係長	都筑	啓至
	総務清算係長	眞木	俊輔
	換地補償係主査	武藤	康弘
	換地補償係事務員	小野田	翔太

## 5 説明者

眞木総務清算係長

## 6 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局(眞木係長)から岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、議題については非公開とし、全会一致で承認された。

## 7 会長あいさつ及び事務局あいさつ

会長（新家 和敏）があいさつした後、事務局（松澤課長）があいさつをした。

## 8 定足数の決定

本日の会議について、事務局（眞木係長）から、土地区画整理法第 62 条第 3 項について、委員総数 10 名のうち、7 名の出席により本会議が成立することを報告した。

## 9 議事録署名者選出

名簿順位により、市川委員と内田委員を議事録署名委員に指名した。

## 10 審議事項

### 同意第 1 号議案 「評価員の選任について」(説明)

土地区画整理法第 65 条第 1 項の規定により審議会の同意を得るため、同意第 1 号議案について審議した。新家会長が同意第 1 号議案に関する説明を事務局に求め、提出した資料に基づき事務局（勝上係長）から説明した。

## 11 審議事項

### 同意第 1 号議案 「評価員の選任について」(質疑)

「質疑なし」

新家会長が同意第 1 号議案に関する質疑の終結を宣言した後、同意第 1 号議案について全会一致で可決された。

## 12 審議事項

### 同意第 2 号議案 「特別宅地に関する換地の取扱いについて」(説明)

### 諮問第 1 号議案 「仮換地の指定について」(説明)

土地区画整理法第 95 条第 7 項の規定による審議会の同意を得るため、並びに土地区画整理法第 98 条第 3 項の規定による審議会の意見を聴くため、同意第 2 号議案及び諮問第 1 号議案について審議した。新家会長が同意第 2 号議案及び諮問第 1 号議案に関する説明を事務局に求め、提出した資料に基づき事務局（勝上係長）から説明した。

## 13 審議事項

### 同意第 2 号議案 「特別宅地に関する換地の取扱いについて」(質疑)

### 諮問第 1 号議案 「仮換地の指定について」(質疑)

「質疑なし」

新家会長が同意第 2 号議案及び諮問第 1 号議案に関する質疑の終結を宣言した後、同意第 2 号議案及び諮問第 1 号議案について全会一致で可決された。

## 14 審議事項

### 諮問第 2 号 「仮換地の一部指定変更について」(説明)

土地区画整理法第 98 条第 3 項の規定により審議会の意見を聴くため、諮問第 2 号議案につ

いて審議した。新家会長が諮問第2号議案に関する説明を事務局に求め、提出した資料に基づき事務局（勝上係長）から説明した。

## 15 審議事項

### 諮問第2号 「仮換地の一部指定変更について」（質疑）

「質疑なし」

新家会長が諮問第2号議案に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第2号議案について全会一致で可決された。

## 16 その他報告事項（説明）

次の事項について事務局から説明した。

- (1) 仮換地の軽微な変更について（勝上係長）
- (2) 町名変更について（勝上係長）
- (3) 仮清算について（勝上係長）
- (4) 事業の進捗について（林係長）

## 17 その他報告事項（質疑）

次の趣旨の質疑がされた。

(3)について

内田委員：

平成30年9月の仮清算実施意向調査で仮清算に同意した者は、平成31年8月よりも前に仮清算金を支払うことはできるのか。

事務局（武藤）：

仮清算の実施時期については、スケジュールのとおり、平成31年8月を期日に実施をさせていただきます。

奥田委員：

本清算と仮清算で、支払いの条件に違いはありますか。

事務局（武藤）：

支払時期が異なるだけで、条件の違いはありません。ただし、仮清算金を支払っていた方についても、大きな物価変動により仮清算金と本清算金に変更があった場合は、その差額分を徴収あるいは還付させていただくことがあります。

奥田委員：

仮清算は実施せず本清算のみ行う場合でも、金利は考えないのか。

事務局（勝上）：

金利は考えず、仮清算金をそのまま本清算金とすることで考えております。

(4)について

内田委員：

日中は駅周辺に人通りが少なく、駅周辺が空洞化していると感じるが、どのように認識しているか。

事務局（林）：

駅周辺の賑わいづくりについては、土地所有者も一体になって考えていくことが重要なものと考えおりますが、ペDESTリアンデッキなどの整備を進めることで駅周辺の魅力が高まれば、商業施設の出店に興味を示される事業者も出てくると思います。区画整理による整備も終盤に来ており、客観的にも事業展開しやすい環境ができてきたと思うので、もう少し様子を見ていただきたいと思います。

会長（新家 和敏）がすべての議事日程の終了を告げ、平成30年第1回西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業審議会を閉会した。

平成 年 月 日

西三河都市計画事業

岡崎駅東土地区画整理審議会会長・議長

議事録署名者

議事録署名者